別　添

大仙市大曲地域職業訓練センター管理業務の内容及び基準について

１　管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとする。

（１）　条例に定める施設の設置理念に基づき、計画的な職業訓練の実施と施設の適正な管理運営を行うものとします。

（２）　施設の利用促進を図るため、利用者の意見を管理運営に反映させ、サービス向上に努めるものとします。

（３）　健全な経営を行うため、管理運営経費の削減に努めるものとします。

（４）　市と密接な連携を図りながら管理運営を行うものとします。

２　管理業務に関する事項

（１）管理業務の概要

①　組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

②　受付・案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

③　利用実績等

毎月の利用実績（利用人数、利用率、利用料金収入等）を明らかにするための必要な帳簿を作成すること。

④　緊急時の対応

ア　災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ　利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し的確に対応するほか、AED 設置施設にあっては、緊急使用時に備え、従業員に必要な講習を受講させること。

⑤　管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙１のとおりである。

（２）事業計画書及び報告書の提出

①　事業計画書等の提出

毎年度末までに、次の事項を含む翌年度の管理に関する事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、提出された当該事業計画書等について、市は必要に応じ説明を求めることがある。

ア　管理体制

イ　管理業務の実施計画

ウ　利用者数の計画

エ　管理に係る経費の収支計画

オ　自主事業の実施計画に関する事項

カ　その他、市が指示する事項

②　業務報告書等の提出

月毎の業務実施状況及び収支状況等について、翌月の２０日までに報告すること。

③　事業報告書等の提出

毎年度終了後６０日以内に､次の事項について事業報告書等を提出すること。

なお、提出された当該事業報告書等について、市は必要に応じ説明を求めることがある。

ア　管理体制

イ　管理業務の実施状況

ウ　利用者数の実績

エ　管理に係る経費の収支状況

オ　自主事業の実施状況に関する事項

カ　その他、市が指示する事項

（３）施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について

①　施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について報告すること。

②　自己評価

施設利用者に対するアンケート等の実施結果及び施設の利用実績を分析したうえで施設管理に係る自己評価を行うこと。また、その結果及び課題がある場合はその改善策について、業務報告書の提出に併せて報告すること。

（４）区分経理について

①　区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理すること。

②　収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切に管理すること。

３　保守管理及び施設設備等に関する事項

（１）保守管理業務

施設の管理運営に支障をきたす事態が発生しないよう、保守管理体制を整備すること。

現在行っている、設備、機器等の保守管理業務は、別紙２のとおりである。

（２）保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する総合賠償保険に加入する。

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して賠償責任を負う場合や、自主事業の実施において自らの瑕疵や過失に起因する事故等に対して賠償責任を負う場合、または市からの求償等に備え、指定管理者の責任において、必要と考える範囲の保険（履行保証保険、施設損害保険、第三者への損害賠償等）に加入すること。

なお、市が加入する総合賠償保険の概要については、別紙４を参照すること。

（３）施設設備及び備品

①　施設の管理運営に支障をきたす事態が発生しないよう、備品の管理を行うこと。なお、不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項で示すリスク分担表（別表１）の定めに従い対応すること。

②　新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

③　備品の一覧については、別紙３を参照すること。

（４）修繕

①　応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

②　計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

（５）関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

（６）事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障等の異常が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対し、その旨を通報すること。

また、この場合は、市と協力して原因調査にあたること。

（７）関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条例、規則等を遵守すること。

４　その他

（１）補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

（２）市からの指示等への対応

①　市から、施設の管理及び経営状況、並びに施設の現状等に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ積極的に対応を行うこと。

②　市が実施または要請する事業等については、積極的かつ主体的に対応すること。（例）緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

③　市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及び助言があった場合には、これに従うこと。

（３）災害等非常時の対応

①　災害等の非常事態が発生した場合は、避難所としての指定の有無にかかわらず、市からの指示により施設を使用させるものとすること。

②　市と指定管理者は有事に備え、避難所等の開設、運営が円滑に行えるよう事前に協議するとともに、避難所等開設時には、運営に協力すること。

（別紙１）

大仙市大曲地域職業訓練センター　管理業務一覧

＊日常業務（毎日実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
受付案内	利用申請受付及び案内	適宜	
料金収受	利用料金の受領及び領収書の発行	適宜	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
巡回、点検	施設内外の巡回、点検	毎日	
備品管理	備品の管理及び貸し出し	毎日	
利用者状況記録	施設利用状況の記録	毎日	
清掃業務	施設内の清掃業務	週３日	２時間／日
除雪業務	駐車場、玄関、入り口等の除雪	随時	冬期間

＊月例業務（毎月定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用人数及び利用料金の月次報告	毎月	
光熱水費の支払	電気料、上下水道料等の支払い	毎月	

＊年間業務（年間を通じて定期的に実施する業務）

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
職業訓練業務	認定職業訓練等の各種職業訓練業務	通年	
清掃業務	ガラス清掃、ワックス清掃	年１回	
設備等管理業務	電気工作物保守管理	年６回	
	消防設備保守点検	年２回	
	冷温水器保守点検	年２回	
	地下タンク及び埋設配管気密漏洩等検査	年１回	

事業計画書等の提出	事業計画書及び収支計画書等を作成・提出	年１回	
事業報告書等の提出	事業報告書等の提出	年１回	

（別紙２）

大仙市大曲地域職業訓練センター　保守管理業務一覧

現在、大仙市大曲地域職業訓練センターにおいて実施している保守管理業務及び業務委託先は、次のとおりです。

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
契約物件防犯火災監視	セコム株式会社	毎日	施錠から翌日解錠まで
自動火災報知器点検	田中電気工業株式会社	年２回	
冷温水発生機他空調設備保守点検整備	株式会社ベステム	年２回	冷暖房入替時
電気工作物保安管理	財団法人東北電気保安協会	年６回	電気関係法令に基づく報告書・立ち入り検査に対応
ごみ収集委託業務	合資会社大成	週２回	夜間午後５時から９時まで
夜間休日管理業務	公益社団法人大仙市シルバー人材センター	週５日	
清掃委託	商栄株式会社	週３日 （２時間／日）	ガラス・床ワックス清掃年１回あり
地下タンク及び埋設配管機密漏洩等検査	鈴木正俊商店(有)	年１回	

（別紙３）

大仙市大曲地域職業訓練センター　備品一覧

＊備品等（Ｉ種）※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟﾊﾟｿｺﾝ	EPSON	18	R1	○		
2	ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	ｱｲ･ｵｰ･ﾃﾞｰﾀ	25	R1	○		
3	ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ分配機	ｻﾝﾜｻﾌﾟﾗｲ	2	R1	○		
4	ﾚｰｻﾞｰﾌﾟﾘﾝﾀｰ	EPSON	1	R1	○		
5	ﾈｯﾄﾜｰｸｽｲｯﾁ	ﾊﾞｯﾌｧﾛｰ	1	R1	○		
6	ﾈｯﾄﾜｰｸﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ	ﾊﾞｯﾌｧﾛｰ	1	R1	○		
7	ｳｨﾙｽ対策ｿﾌﾄ	CANON	18	R1	○		
8	環境復元ｿﾌﾄ	ｿﾌﾄｵﾝﾈｯﾄ	18	R1	○		
9	電話機	NAKAYO	3	H25	○		
10	ｽﾀｯｷﾝｸﾞﾁｪｱ	ｺｸﾖ	6				協議
11	ﾍﾞﾝﾁ	ｺｸﾖ	5				協議
12	行事予定表	ｺｸﾖ	1			○	
13	電話台	ｺｸﾖ	1			○	
14	ｼｭｰｽﾞﾎﾞｯｸｽ	ｺｸﾖ	2		○		
15	ｺｰﾄﾊﾝｶﾞｰ	ｺｸﾖ	1			○	
16	応接ﾃｰﾌﾞﾙ	ｺｸﾖ	3		○		
17	ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄﾗｯｸ	ｺｸﾖ	1			○	
18	両袖机	ｺｸﾖ	2		○		
19	両袖机用椅子	ｺｸﾖ	2		○		
20	片袖机	ｺｸﾖ	4		○		
21	片袖机用椅子	ｺｸﾖ	4		○		
22	保管庫	ｺｸﾖ	8		○		
23	ｷｯﾁﾝｷｬﾋﾞﾈｯﾄ	ｺｸﾖ	1			○	
24	書庫	ｺｸﾖ	1		○		
25	応接ｾｯﾄ	ｺｸﾖ	4		○		
26	更衣ﾛｯｶｰ	ｺｸﾖ	2		○		
27	教卓	ｺｸﾖ	5				協議
28	教卓用椅子	ｺｸﾖ	5				協議
29	折りたたみﾃｰﾌﾞﾙ	ｺｸﾖ	80				協議
30	移動式黒板	ｺｸﾖ	3				協議
31	一人用机	ｺｸﾖ	20				協議
32	椅子	ｺｸﾖ	20				協議
33	作業台	ｺｸﾖ	2				協議
34	折りたたみ椅子	ｺｸﾖ	40				協議
35	ﾛｯｶｰ	ｺｸﾖ	2		○		
36	掃除ﾛｯｶｰ	ｺｸﾖ	1		○		
37	OAﾃﾞｽｸ	ｺｸﾖ	11				協議
38	OAﾁｪｱ	ｺｸﾖ	21				協議
39	会議用椅子	ｺｸﾖ	190				協議
40	演壇	ｺｸﾖ	1				協議
41	演台	ｺｸﾖ	1				協議
42	ﾁｪｱﾎﾞｰﾀﾞｰ	ｺｸﾖ	1				協議
43	中量棚	ｺｸﾖ	6		○		
44	流し台	ｸﾘﾅｯﾌﾟ	4		○		
45	ガス台	ｸﾘﾅｯﾌﾟ	2		○		
46	吊戸棚	ｸﾘﾅｯﾌﾟ	8		○		
47	調理台	ｸﾘﾅｯﾌﾟ	3		○		
48	ｶﾞｽｵｰﾌﾞﾝﾚﾝｼﾞ		1		○		
49	冷蔵庫		1		○		
50	食器収納庫		1		○		
51	各部屋毎電話機	NAKAYO	7	H25	○		
52	消火器	日本ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	2	R2	○		
53	消火器	ﾔﾏﾄﾌﾟﾛﾃｯｸ	4	R5	○		

（別紙４）

※全国町村会総合賠償補償保険制度のあらまし（２０２４年版）より抜粋

賠償責任保険

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

❶ 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵（かし）に起因する偶然な事故
❷ 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
❸ 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
❹ 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故　　など

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

❶ 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
❷ 口頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害　など

保険の対象とする施設（自治体施設）		
町村等施設	1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
	2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
	3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等
	4. 保養施設	国民宿舎等
	5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
	6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等
	7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
	8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
	9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
	10. 公園	児童公園等
	11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
	12. 住宅施設	公営住宅、官舎等
	13. その他の施設	その他の建造物および工作物
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設 ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する場合を除きます。

賠償責任保険

保険の対象とする業務（自治体業務）	
町村等業務	1. 町村等施設の保守・管理業務
	2. 自然公物の管理業務 （ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任がありと判断される場合にかぎります。）
	3. 学校教育業務
	4. 社会福祉業務
	5. 社会教育業務
	6. 社会体育業務
	7. 工事発注・施工等の業務
	8. 予防接種業務
	9. 健診等業務
	10. その他町村等の行う業務 （政策、事業または事務の企画、立案または策定を除きます。）
対象としない業務	1. 許可、認可、命令その他の行政処分
	2. 医療業務（健診等の保健・福祉事業にかかる業務を除きます。）
	3. 消防、救急、治安または災害救助の業務
	4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
	5. 強制執行または即時強制

保険の対象とする生産物（自治体生産物）

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。
ただし、輸出生産物、医療品・医療機材は除きます。
また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。

保険の対象とする受託物（自治体受託物）

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊等による、受託主に対する賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。
また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

町村等から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）の取扱い

2020年4月1日より、町村等から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）を賠償責任保険の被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険の対象としています。詳細は手引きをご確認ください。

１．契約類型別保険金額（限度額）

賠償責任保険（身体賠償）

契約類型	保険金額	
	１名	１事故(※)
5,000万円型	5,000万円	5億円
1億円型	1億円	10億円
1.5億円型	1.5億円	15億円
2億円型	2億円	20億円
3億円型	3億円	30億円

賠償責任保険（財物賠償）

契約類型	保険金額
	自己負担額なし（免責金額）
1,000万円型	1,000万円
2,000万円型	2,000万円
1億円型	1億円

（※）土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍が限度となります。
（※）人格権侵害については１名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

２．契約類型番号および保険料分担率（１年間につき住民１人あたり）

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	対応費用	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	－	1億円	○	48.4円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	56.4円
3	1億円	2,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	67.9円
4	1億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	1億円	○	75.4円
5	1.5億円	2,000万円	○	○	○	Ⅰ型	1億円	○	76.5円
6	1.5億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	1億円	○	84.0円
7	2億円	2,000万円	○	○	○	Ⅱ型	2億円	○	87.2円
8	2億円	2,000万円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	91.8円
9	2億円	1億円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	93.1円
10	3億円	1億円	○	○	○	Ⅲ型	2億円	○	100.8円

※大仙市加入プラン＝契約類型「２」

施設利用状況及び施設維持管理費用の実績について

大仙市大曲地域職業訓練センター

◎施設利用状況実績

項　目	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）	備　　考
利用件数（件）	1,161	1,194	1,222	
利用者数（人）	16,787	17,356	16,438	

◎施設維持管理費実績－収入（税抜）

単位：円

項　目		令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）	備　　考
利用料収入等	利用料金収入	1,350,590	1,448,464	1,312,000	
	その他の収入	0	0	0	
	自動販売機収入	15,716	11,922	14,000	
	自動販売機電気料	18,611	17,910	19,000	
収入合計		1,384,917	1,478,296	1,345,000	

◎施設維持管理費実績－支出（税抜）

単位：円

項　目		令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）	備　　考
人件費	賃金（非課税項目）	2,854,000	2,842,000	2,842,000	事務補助員2人分 軽作業員1人分
	社会保険料（非課税項目）	348,993	343,226	348,500	〃
需用費	指定管理施設の電気料	1,643,468	1,570,569	1,600,000	自動販売機電気料除く
	自動販売機電気料	18,611	17,910	19,000	1台分
	上下水道料	303,470	310,430	313,000	
	燃料費	929,322	967,388	986,000	
	修繕料	366,518	297,830	235,000	生垣剪定等
	消耗品費	163,624	173,862	150,000	事務用品等
役務費	郵便料	3,818	3,818	6,000	
委託料		1,838,130	1,833,939	1,863,000	空調設備保守業務、警備保障業務、清掃業務ほか
使用料及び賃借料		12,913	12,913	13,000	ＮＨＫ受信料
計		8,482,867	8,373,885	8,375,500	

◎指定管理料の上限額（上限額）

大仙市大曲地域職業訓練センター

項目	項目	金額（円）	摘要
利用料収入等（税抜き）	利用料金収入	1,530,000	施設利用料
	その他の収入	0	
	自動販売機収入	14,000	1台分
	自動販売機電気料	19,000	1台分使用電気料
	小計	1,563,000	①

項目	項目		金額（円）	摘要
年間維持管理費用（税抜き）	人件費		3,887,000	
		賃金※	3,354,000	事務補助員2人 軽作業員1人（パートタイム雇用）
		社会保険料※	533,000	事務補助員　2人 軽作業員　　1人（労災保険料のみ）
	需用費		3,690,000	
		指定管理施設の電気料	1,796,000	管理施設の電気料金 ※算定条件 ・契約種別：業務用電力（高圧） ・契約電力:32kW ・力率：100% ・月間使用量：3,768kWh ※使用量はこれまでの管理実績を元に算定
		自動販売機電気料	19,000	自動販売機電気料収入と同額
		上下水道料	309,000	管理施設の上下水道料金 ※算定条件 ○上水道料金　口径50mm ・平均使用量 （4月～9月　27.9㎥/月　10月～3月　23.4㎥/月） ・単価 基本料金[税込18,850円]、従量料金[税込210円] ○下水道料金 ・単価 基本料金[税込1,540円]（10㎥まで） 従量料金[税込168円] ※使用量はこれまでの管理実績を元に算定
		燃料費	1,014,000	冷暖房用灯油購入費及びＬＰガス利用代 ※算定条件 ・灯油（平均使用量9,000ℓ）単価[税抜111.0円] ・ガス 基本単価［税抜1,000円］＋　従量単価［税抜512円］ ※使用量はこれまでの維持管理実績を元に試算
		修繕料	350,000	経年劣化等による１件２０万円未満の修繕費 ※これまでの維持管理実績を元に算定
		消耗品費	202,000	備品一覧に上がらない１件２０万円未満の消耗品等の購入費（事務用消耗品、トイレットペーパーなど） ※これまでの維持管理実績を元に算定
	役務費		6,000	
		郵便料	6,000	施設管理運営に係る郵便料 ※これまでの維持管理実績を元に算定
	委託料		1,951,000	想定される外部への業務委託料 ・防犯火災監視業務 ・空調設備保守点検業務　ほか
	使用料及び借り上げ料		93,000	ＮＨＫ受信料地上契約　12ヶ月前払い ＡＥＤ賃借料（１台）
	小計		9,627,000	②

差引額②－①	8,064,000	③
消費税（③×１０％）	806,400	④
令和７年度以降の上限額	8,870,400	⑤（③＋④）

指定管理料の上限額	17,740,800	⑥（⑤×指定期間年数）

※　指定期間年数（予定）	２年	令和7年4月1日～令和9年3月31日

注1　利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して上限額を変更するものとします。

注2　市または指定管理者は、指定期間中に賃金水準または物価水準の急激な変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとします。

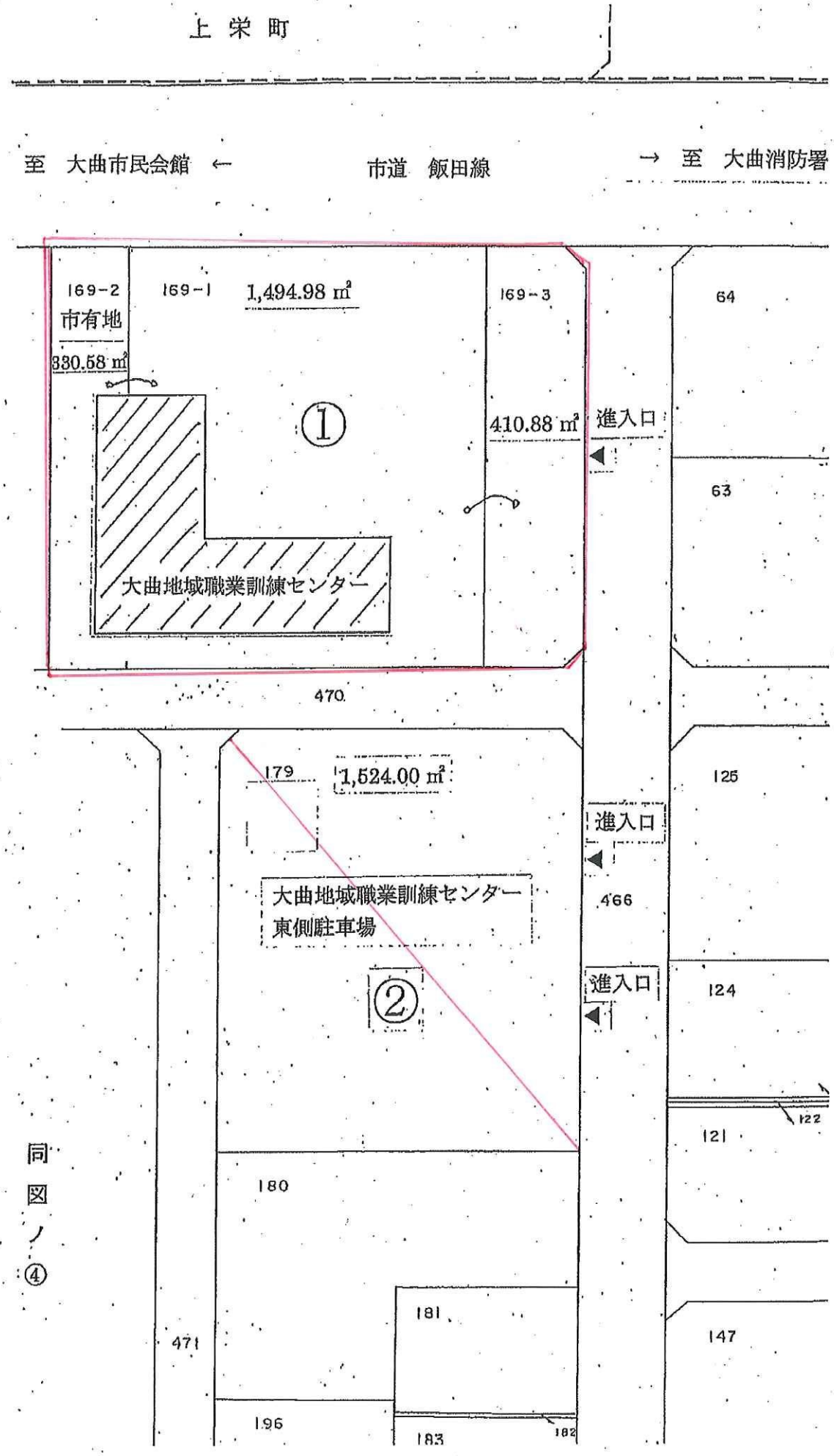
上 栄 町
至 大曲市民会館 ←
市道 飯田線
→ 至 大曲消防署
169-2
市有地
330.58 ㎡
169-1
1,494.98 ㎡
169-3
410.88 ㎡
①
大曲地域職業訓練センター
進入口
64
63
470
179
1,524.00 ㎡
125
進入口
466
大曲地域職業訓練センター
東側駐車場
②
進入口
124
122
121
180
181
471
147
196
183
182
同図ノ④